

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局高齢者支援課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

有料老人ホームを対象とした指導の強化について

計19枚（本紙を除く）

Vol.584

平成29年3月21日

厚生労働省老健局高齢者支援課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう、よろしく願いいたします。 〕

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3976、3981)
FAX：03-3595-2888

老高発 0321 第 1 号
平成 29 年 3 月 21 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

有料老人ホームを対象とした指導の強化について

「有料老人ホームに関する定期的な調査の実施について」（平成28年7月20日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）について、平成28年度フォローアップ調査結果として、別添のとおり取りまとめたので情報提供する。

単身又は夫婦のみの高齢者世帯が大幅に増加し、高齢者が安心して暮らせる高齢者向け住まいのニーズが高まる中、有料老人ホームの入居者の居住の安定を確保し、適切な居住環境を確保する観点から、有料老人ホームの適確な実態把握や継続的な指導監督が不可欠である。

今回の調査結果を踏まえ、有料老人ホームに関する一層の指導の強化が必要であるため、下記について、取組みの徹底をお願いする。

なお、本年6月30日時点の状況について、今後第9回調査を行う予定としており、様式等については別途通知する予定である。

記

1. 平成28年度フォローアップ調査（第8回）の結果について

(1) 未届の有料老人ホームの届出促進及び指導について

これまで累次にわたり、有料老人ホームの届出促進に向けた取組みを徹底し、適切な指導監督をお願いしているところであるが、今回の調査結果でも、多数の未届の有料老人ホーム（実態調査中のものや今後実態調査を行うものを含む。以下同じ。）が確認された。

その一方で、前回（平成27年度）調査では1,650件の未届の有料老人ホームが把握されたのに対して、今回（平成28年度）調査では1,207件となり、減少した。

これは、未届施設の把握が進むとともに、指導を受けて届出が進んだこと、施設の運営実態の確認の結果、有料老人ホームへの該当の有無が確認できたことなど、都道府県等において未届施設への対応が一定程度進んでいる結果であると考えられる。

また、前回の調査から従来の調査ルートを拡げ、有料老人ホームの届出先である都道府県・指定都市・中核市だけでなく、市区町村の地域包括支援センターや生活保護部局

の有する情報を求め、協力を得ることで、未届の有料老人ホームをより広く把握できるようになったことが大きいと考えている。

については、「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取り組みの徹底について」（平成19年3月20日付け厚生労働省老健局計画課長、振興課長通知）等の通知や以下の内容を踏まえ、都道府県等におかれては、厳正な指導監督の徹底をお願いする。

- ① 有料老人ホームにおいては、虐待等をはじめ入居者の処遇に関する不当な行為が行われることを未然に防止するためにも、必要に応じて都道府県等が迅速かつ適切に関与できる前提として、届出の手続を義務付けている。このため、今回の調査で把握した未届の有料老人ホームについて、速やかに実態把握を行い、有料老人ホームに該当する場合には、早急に届出を行うよう指導するとともに、入居者の処遇等に関する厳正かつ適切な指導監督を徹底すること。
- ② 関係部局、市区町村の地域包括支援センターや生活保護部局で把握した未届の有料老人ホームに関する情報が、速やかに都道府県・指定都市・中核市の有料老人ホーム担当部局に確実に届くよう、本調査時だけではなく、日頃から連携体制を構築し、関係機関一体となって取り組まれない。また、既存建築物・小規模建築物の特性に応じて届出を行いやすくするよう、各都道府県等におかれては、引き続き指導指針の適切な運用を図り、届出促進に向けた取組みを強化すること。

また、未届の有料老人ホームが増加する状況等を踏まえ、昨年9月には、総務省から厚生労働省に対して、入居者の保護及び都道府県等による指導監督の適切な実施等を図るための必要な改善措置として、都道府県等に対して、未届の有料老人ホームへの対策の強化をはじめとした有料老人ホームに対する指導監督の徹底を要請すること等の勧告がなされた。（有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（平成28年9月16日））

本勧告の内容は、すでに「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年7月18日付け老発第0718003号、最終改正平成27年3月30日付け老発0330第3号）等にも記載し、従来から厚生労働省においても都道府県等に対して取組みを要請している内容も含まれている。については、各都道府県等におかれては、本勧告で指摘されている内容について、取組みに向けた準備を行い、積極的に実施していただくよう、お願いする。

「有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」

(勧告日：平成28年9月16日 勧告先：厚生労働省)

※以下抜粋。下線は厚生労働省で追記したものである。

1. 有料老人ホームにおける未届施設の把握及び届出の促進

厚生労働省は、施設入居者の保護を図る観点から、未届施設の把握及び届出を効果的に促進するため、次の措置を講ずる必要がある。

○都道府県等に対し、未届施設の実態把握の一層の徹底について要請すること。その際、

- ・市区町村と連携し、引き続き包括センターを活用すること
- ・住宅担当部局と連携し、旧高専賃等の情報を活用すること
- ・生活保護担当部局、消防担当部局等の未届施設に係る情報を把握している可能性がある関係機関とも積極的に情報交換すること
- ・未届の疑いのある施設についても引き続き幅広く把握すること

について併せて要請すること。

○都道府県等に対し、未届の有料老人ホームの届出促進の徹底について要請すること。

その際、

- ・介護保険担当部局と一層の連携を進めること
- ・未届の有料老人ホームの公表を進めること

2. 有料老人ホームに対する指導監督の充実・強化

厚生労働省は、施設入居者の保護を図るとともに、事故等の再発防止を促進する観点から、届出施設に対する指導監督をより効率的かつ効果的に実施できるよう、次の措置を講ずる必要がある。

○都道府県等に対し、

- ・指導指針に基づく不適合事項の重要事項説明書への記載の徹底を図ること
- ・届出施設から都道府県等に対する事故報告の徹底を図るとともに、当該事故報告に係る都道府県等から厚生労働省への一層の情報提供の実施を図ること

について要請すること。

3. 有料老人ホームに関する情報の公開の促進

厚生労働省は、施設利用者の利便性の向上及び入居施設の適切な選択に資する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

○都道府県等に対し、

- ・重要事項説明書の一層の公開を進めること
- ・その際、情報開示一覧表と一体的に公開すること

について要請すること。

<参考>総務省ホームページ（平成28年9月16日記者発表）

有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視<結果に基づく勧告>

- ・要旨 (http://www.soumu.go.jp/main_content/000439301.pdf)
- ・勧告 (http://www.soumu.go.jp/main_content/000439304.pdf)
- ・結果報告書 (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317.html#kekkaoukoku)

(2) 有料老人ホームの前払金の保全措置の状況について

前回（平成 27 年度）調査に引き続き、今回（平成 28 年度）の調査においても、老人福祉法第 29 条第 7 項に基づく前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの割合は減少し、継続的な指導の結果、近年一定の改善が見られている。

一方で、未だに違反施設が一定数存在している状況は、有料老人ホーム全体の信頼を揺るがしかねない事態であり、保全措置を講じていない義務違反の有料老人ホームが存在している地方公共団体においては、入居者保護の観点から、重点的に厳正な指導を行われるようお願いする。また、保全措置を講じている有料老人ホームについても、新規入居者に対しても引き続き保全措置を講じるよう、事業者に対する継続的な対応をお願いしたい。

- ① 前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの事業者に対して、老人福祉法第 29 条第 9 項に基づく検査や同条第 11 項に基づく改善命令など速やかに改善に向けた取組を実施すること。なお、検査の拒否や改善命令に対する違反等を行った事業者に対しては、同法第 39 条及び第 40 条に基づく罰則の適用も視野に入れ、より厳正な対応を図ること。
- ② 前払金の保全措置を講じていないことは、法令に違反する行為であることから、前払金の徴収を行う場合には、所要の措置を講じる必要があることを有料老人ホーム事業者に対して周知徹底を図ること。また、保全措置を講じる意思はあるものの、取引条件等で銀行保証等を利用することが困難な有料老人ホーム事業者に対しては、担保を必要としない「公益社団法人全国有料老人ホーム協会」による「入居者生活保証制度」を活用することなどが考えられるので、適確に指導を行うこと。

2. 介護保険法等の一部を改正する法律案について（有料老人ホーム制度の見直し）

昨年 12 月 9 日付けで、社会保障審議会介護保険部会（厚生労働省設置）において「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられた。その中で、有料老人ホームの入居者保護の充実等についても、地域包括ケアシステムの深化・推進のための基盤整備等の一環として盛り込まれたところである。

社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成 28 年 12 月 9 日）

3. 地域包括ケアシステムの深化・推進のための基盤整備等

(4) 安心して暮らすための環境の整備（有料老人ホームの入居者保護の充実等）

- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるようにするためには、適切な住まいが確保されることが必要であり、有料老人ホームもその選択肢の 1 つである。この有料老人ホームについては、老人福祉法上、都道府県等に対する届出が義務づけられているが、未届の有料老人ホームの増加が課題となっているほか、事業の適正運営の確保や入居者保護の充実が求められている。
- また、有料老人ホームが提供するサービスの多くは、事業者と入居者の契約によることから、その施設のサービス内容等について、できる限り多くの情報が開示されることが重要である。
- このような状況を踏まえ、有料老人ホームについては、前払金の保全措置の対象拡大や、事業倒産のおそれがあるなど入居者の居住の安定を図るために必要な場合における都道府県等による他の住まいへの円滑な入居支援の措置、現在都道府県等に作成・公表を求めている有料老人ホームの情報一覧表の公表の充実を図る方策を含め、事業者の法令順守や入居者保護の強化のための施策の充実を図ることが適当である。

<参考>厚生労働省ホームページ

社会保障審議会介護保険部会意見（平成 28 年 12 月 9 日付け）

○介護保険制度の見直しに向けた意見

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakai_hoshoutantou/0000145516.pdf

○介護保険制度の見直しに向けた意見（概要）

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakai_hoshoutantou/0000145519.pdf

これを受けて、有料老人ホーム制度の見直し事項を含めた、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案が、今年 2 月 7 日に閣議決定され、国会に提出されている。

法案が成立した際には、都道府県等による指導監督の仕組みの強化、ニーズに合った有料老人ホームの選択に資するための情報公表の促進をはじめ、入居者保護のため以下の見直しが図られる。

① 事業停止命令の創設

再三の指導に従わずに悪質な事業を続ける有料老人ホームへの指導監督の仕組みを強化するため、未届有料老人ホームも含め、悪質な有料老人ホームに対する事業停止命令を新設する。（現行では、改善命令を規定。）

② 前払金保全措置の義務の対象拡大

事業倒産等の場合に備えた有料老人ホームの入居者保護の充実を図るため、前払金を受領する場合の保全措置の義務対象を拡大する。（現行では、平成 18 年 3 月 31 日以前に設置された有料老人ホームは、前払金の保全措置の義務対象外となっているため、義務対象に追加する。なお経過措置として、法施行から 3 年後からの適用とする。）

③ 事業停止命令や倒産等の際に、有料老人ホームの入居者の心身の健康の保持や生活の安定を図るため必要があるときは、都道府県等は、入居者が介護等のサービスを引き続き受けるために必要な援助を行うこととする。

④ 入居希望者のニーズに合った有料老人ホームの選択に資するとともに、事業者の法令遵守の確保を図るため、各有料老人ホームが提供するサービスの内容等（※）について都道府県等への報告を義務付けるとともに、現在都道府県等に作成・公表を求めている有料老人ホームの情報一覧表（※）の公表を義務付ける。

（※）施設概要、利用料金、サービス内容、前払金の保全措置（前払金を受領する場合）等の予定

3. 有料老人ホームに対するスプリンクラー設置の促進

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）の改正により、平成 27 年 4 月 1 日以降、火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設（同令別表第一(6)項ロに掲げる施設）において、原則として延べ面積にかかわらず設置することが義務付けられている（既存施設については、平成 30 年 3 月 31 日まで経過措置が設けられている）。

有料老人ホームについては、避難が困難な要介護状態にある者を主として入居させるものが、同令別表第一(6)項ロに掲げる施設に該当することから、特に既存の有料老人ホームのうち、スプリンクラー設備を設置していないものを運営している事業者に対しては、消防部局への相談などを踏まえた改修の実施を求めるなど、適切な指導等を実施していただきたい。

また、スプリンクラー設備の設置にあたっては、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」を活用できることから、事業者に対してスプリンクラーの設置を指導する場合には、当該助成制度を併せて周知することにより、既存の有料老人ホームにおけるスプリンクラー設置が着実に実施されるよう促していただきたい。（ただし、当該助成制度の対象は、平成 28 年度から 1,000 ㎡未満の有料老人ホームとしているので、留意すること。）

なお、未届の有料老人ホーム（※）については、当該助成制度の対象外としているので念のため申し添える。

（※）サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホームは、有料老人ホームの届出はされていないが、当該助成制度の対象としている。

【既存施設のスプリンクラー設備等整備事業】

- ① 1,000 ㎡未満の場合 9,260 円/㎡
- ② 1,000 ㎡未満かつ消火ポンプユニット等を設置する場合 9,260 円/㎡+232 万円まで

以 上

参照条文

1. 有料老人ホームに対する指導

○老人福祉法（昭和38年法律第133号）

（届出等）

第29条 有料老人ホーム（老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

一～七 （略）

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、その事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

4～5 （略）

6 有料老人ホームの設置者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。

7 有料老人ホームの設置者のうち、終身にわたつて受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。

8 （略）

9 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

10 （略）

11 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第4項から第8項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

12 （略）

(有料老人ホーム協会)

第30条 その名称中に有料老人ホーム協会という文字を用いる一般社団法人は、有料老人ホームの入居者の保護を図るとともに、有料老人ホームの健全な発展に資することを目的とし、かつ、有料老人ホームの設置者を社員（以下この章において「会員」という。）とする旨の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

3 第1項に規定する一般社団法人（以下「協会」という。）は、成立したときは、成立の日から2週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 協会は、会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(名称の使用制限)

第31条 協会でない者は、その名称中に有料老人ホーム協会という文字を用いてはならない。

2 協会に加入していない者は、その名称中に有料老人ホーム協会会員という文字を用いてはならない。

第39条 第18条の2第1項又は第29条第11項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第40条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第29条第9項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第29条第1項から第3項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三・四 (略)

○老人福祉法附則（平成23年法律第72号）

(施行期日)

第1条 この法律は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1・2 (略)

(老人福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第10条

1・2 (略)

3 新老人福祉法第29条第6項の規定は、施行日の前日までに旧老人福祉法第29条第1項の規定による届出がされた同項に規定する有料老人ホームについては、平成27年4

月 1 日以降に受領する金品から適用する。

4 (略)

2. 特定施設入居者生活介護等の事業所に対する指導

○介護保険法（平成9年法律第 123 号）

(指定の取消し等)

第 77 条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第 41 条第 1 項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～三 (略)

四 指定居宅サービス事業者が、第 74 条第 2 項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

五～九 (略)

十 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十一～十三 (略)

2 (略)

(指定の取消し等)

第 78 条の 10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～四 (略)

五 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 4 第 2 項又は第 5 項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

六～十一 (略)

十二 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十三～十五 (略)

(指定の取消し等)

第 115 条の 9 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防サービス事業者に係る第 53 条第 1 項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一・二 (略)

三 指定介護予防サービス事業者が、第 115 条の 4 第 2 項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

四～八 (略)

九 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

十～十二 (略)

2 (略)

○ 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）

（指定の取消し等に係る法律）

第 35 条の 5 法第 77 条第 1 項第 10 号、第 78 条の 10 第 12 号、第 84 条第 1 項第 10 号、第 92 条第 1 項第 10 号、第 104 条第 1 項第 9 号、第 115 条の 9 第 1 項第 9 号、第 115 条の 19 第 11 号及び第 115 条の 29 第 9 号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一～十四 (略)

十五 老人福祉法

十六～二十四 (略)

平成 29 年 3 月 21 日
厚生労働省老健局高齢者支援課

平成 28 年度 有料老人ホームを対象とした指導状況等
のフォローアップ調査（第 8 回）結果

『有料老人ホームに関する定期的な調査の実施について（平成 28 年 7 月 20 日付け事務連絡）』に基づく調査結果は以下のとおり。

1. 有料老人ホームの届出状況について

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回
	H21.10.31 時点	H22.10.31 時点	H23.10.31 時点	H24.10.31 時点	H25.10.31 時点	H26.10.31 時点
① 届出施設数	4,864 件	5,718 件	6,726 件	7,863 件	8,916 件	9,941 件
② 未届施設数(※)	389 件	248 件	259 件	403 件	911 件	961 件
③届出率 (①/①+②)×100	92.6%	95.8%	96.3%	95.1%	90.7%	91.2%
④未届率 (②/①+②)×100	7.4%	4.2%	3.7%	4.9%	9.3%	8.8%

	第 7 回		第 8 回
	H27.6.30 時点	H28.1.31 時点 (緊急追加調査)で新たに把握したもの	H28.6.30 時点
① 届出施設数	10,627 件	—	11,739 件
② 未届施設数(※)	1,017 件	633 件	1,207 件
③届出率 (①/①+②)×100	91.3%	—	90.7%
④未届率 (②/①+②)×100	8.7%	—	9.3%

(※) 把握している「未届施設数」には、現在施設に対して実態調査を行っている又は今後実態調査を行うために、報告時点では有料老人ホームに該当するか判断できる段階に至っていない施設を含む。

【参考】各回の調査期間内で新たに把握した届出／未届の施設数

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回
	H21.5.1 ~H21.10.31	H21.11.1 ~H22.10.31	H22.11.1 ~H23.10.31	H23.11.1 ~H24.10.31	H24.11.1 ~H25.10.31	H25.11.1 ~H26.10.31
① 届出施設数	619 件	854 件	1,008 件	1,137 件	1,053 件	1,025 件
② 未届施設数(※)	163 件	59 件	95 件	245 件	658 件	370 件

	第 7 回		第 8 回
	H26.11.1 ~H27.6.30	H27.7.1 ~H28.1.31	H27.7.1 (②はH28.2.1) ~H28.6.30
① 届出施設数	686 件	—	1,112 件
② 未届施設数(※)	288 件	633 件	127 件

2. 未届の有料老人ホームに対する指導状況及び有料老人ホームに対する入居者の処遇等に係る指導状況について（平成28年6月30日時点）

	施設数	届出に関する指導	入居者の処遇に係る指導
①平成27年6月30日時点の「未届の有料老人ホーム数」(※1)	1,017件	775件	117件
②平成28年6月30日までに届出済	273件	232件	73件
③平成28年6月30日時点で未届	641件	543件	44件
④実態調査の結果、有料老人ホームに該当しなかったもの等(※2)	103件	—	—
⑤平成28年1月31日時点の追加調査で新たに把握した「未届の有料老人ホーム数」(※1)	633件	322件	21件
⑥平成28年6月30日までに届出済	56件	50件	13件
⑦平成28年6月30日時点で未届	439件	272件	8件
⑧実態調査の結果、有料老人ホームに該当しなかったもの等(※2)	138件	—	—
⑨平成28年2月1日～平成28年6月30日時点で新たに把握した「未届の有料老人ホーム数」(※1)	127件	71件	7件
⑩平成28年6月30日時点の「届出された有料老人ホーム数(②、⑥の数を除く)」	11,410件	—	1,606件

(※1) 把握している「未届の有料老人ホーム数」には、現在施設に対して実態調査を行っている施設又は今後実態調査を行うために、報告時点では有料老人ホームに該当するか判断できる段階に至っていない施設を含む。

(※2) フォローアップ調査で報告した後に実態調査を行った結果、有料老人ホーム事業を廃止したものや食事等のサービスを提供していなかったことが明らかとなったもの、など。

【参考】入居者の処遇等に関する主な指導内容およびその指導を行った自治体

○行動制限は、緊急やむを得ない場合に限定し、その記録を保存するように指導
(56自治体)

北海道、札幌市、青森県、青森市、岩手県、盛岡市、仙台市、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、前橋市、高崎市、埼玉県、千葉県、千葉市、柏市、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、新潟県、新潟市、山梨県、長野県、長野市、岐阜県、静岡県、静岡市、愛知県、名古屋市、京都市、大阪府、大阪市、豊中市、高槻市、和歌山県、和歌山市、島根県、岡山県、徳島県、高松市、愛媛県、松山市、福岡県、長崎県、長崎市、熊本県、大分県、宮崎県、宮崎市、鹿児島県、鹿児島市、沖縄県、那覇市

○一部屋に複数人が生活しているため、個室化等によりプライバシーが確保されるよう指導
(28自治体)

北海道、岩手県、仙台市、福島県、茨城県、栃木県、前橋市、千葉県、千葉市、船橋市、横浜市、横須賀市、新潟市、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、名古屋市、広島県、愛媛県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、那覇市

○夜間に人員が配置されていないなどの不備があるため、緊急時に対応可能な体制を確保するよう指導 (22自治体)

岩手県、茨城県、高崎市、神奈川県、横須賀市、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、名古屋市、大阪府、大阪市、豊中市、高槻市、愛媛県、福岡県、久留米市、熊本県、宮崎県、宮崎市、沖縄県、那覇市

○居室の面積が狭いため、生活に必要なスペースを確保するよう指導（20自治体）

〔青森県、仙台市、茨城県、栃木県、千葉県、千葉市、船橋市、八王子市、福井県、山梨県、岐阜県、名古屋市、豊田市、大阪府、広島県、福山市、長崎県、鹿児島県、沖縄県、那覇市〕

○廊下が狭く、車椅子での移動に支障をきたす等、構造上問題があるため、改善を指導（14自治体）

〔旭川市、岩手県、仙台市、福島県、茨城県、千葉県、千葉市、八王子市、名古屋市、大阪府、鳥取県、広島県、鹿児島県、沖縄県〕

等

※（ ）内の数字は指導を行った自治体数

3. 前払金の保全措置が義務付けられている有料老人ホーム（平成18年4月1日以降に設置）の保全措置の状況について（平成28年6月30日時点）

老人福祉法第29条第7項に基づき、平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホームにおいて前払金を徴収する場合は、前払金の保全措置を講じる必要がある。

	施設数
平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホーム数	9,862件
（うち）前払金を徴収している施設数	1,311件
（うち）前払金の保全措置を講じている施設数（①）	1,258件
銀行等による連帯保証委託契約	514件
信託会社等による信託契約	325件
全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度	326件
保険会社による保証保険契約	81件
その他	12件
（うち）前払金の保全措置を講じていない施設数（②）	53件
$(② / ① + ②) \times 100$	(4.0%)

【参考】前払金の保全措置が義務付けられていない有料老人ホーム（平成18年3月31日以前に設置）の保全措置の状況について（平成28年6月30日現在）

	施設数
平成18年3月31日以前に設置された有料老人ホーム数	1,877件
（うち）前払金を徴収している施設数	590件
（うち）前払金の保全措置を講じている施設数	379件
（うち）前払金の保全措置を講じていない施設数	211件

有料老人ホームの届出状況、入居者処遇等に係る指導状況について

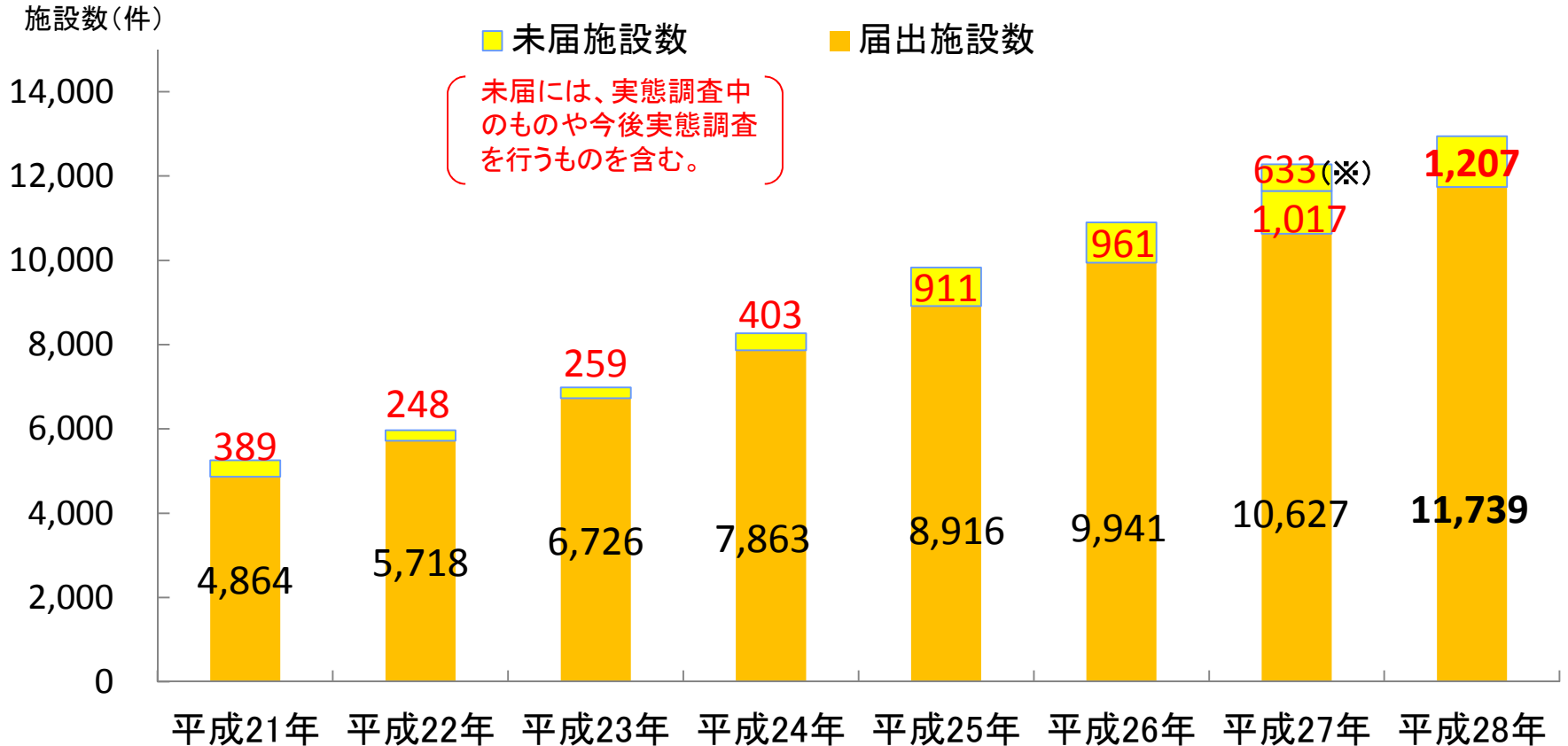
所管自治体 ※は、指定都市、 中核市を除く市 町村の合計	有料老人ホームの届出状況		未届の有料老人ホーム(実態調査中のもの等を含む)に対する指導状況											
	有料老人 ホームの届 出済施設数	未届の有料 老人ホーム 施設数 (実態調査 中や、今後 実態調査を 行うものを 含む)	平成27年6月30日時点／平成28年1月31日時点で未届の有料老人ホーム数(実態調査中のもの等を含む)に対する 指導状況									平成28年2月1日以降に新たに把握し た未届の有料老人ホーム数(実態調 査中のもの等を含む)に対する指導状 況		
			平成28年6月30日まで届出済 (改善されたもの)			平成28年6月30日時点で未届 (改善されていないもの)			施設数	届出に關 する指 導件数	入居者処 遇等に 係る指 導件数	施設数	届出に關 する指 導件数	入居者処 遇等に 係る指 導件数
			施設数	届出に關 する指 導件数	入居者処 遇等に 係る指 導件数	施設数	届出に關 する指 導件数	入居者処 遇等に 係る指 導件数						
24 三重県	171	9	7/4	7/4	0/0	2/0	2/0	0/0	5/4	5/4	0/0	0	0	0
25 滋賀県内	29	5	4/3	4/3	0/0	2/0	2/0	0/0	2/3	2/3	0/0	0	0	0
滋賀県※	14	3	4/1	4/1	0/0	2/0	2/0	0/0	2/1	2/1	0/0	0	0	0
大津市	15	2	0/2	0/2	0/0	0/0	0/0	0/0	0/2	0/2	0/0	0	0	0
26 京都府内	71	3	0/2	0/2	0/0	0/0	0/0	0/0	0/2	0/2	0/0	1	1	0
京都府※	16	1	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	1	1	0
京都市	55	2	0/2	0/2	0/0	0/0	0/0	0/0	0/2	0/2	0/0	0	0	0
27 大阪府内	817	103	47/49	38/31	9/0	10/5	10/5	2/0	37/44	28/26	7/0	22	15	1
大阪府※	300	52	24/21	15/5	8/0	4/0	4/0	1/0	20/21	11/5	7/0	11	4	1
大阪市	276	16	8/10	8/10	1/0	4/3	4/3	1/0	4/7	4/7	0/0	5	5	0
堺市	82	7	5/2	5/2	0/0	1/0	1/0	0/0	4/2	4/2	0/0	1	1	0
高槻市	17	1	0/2	0/2	0/0	0/1	0/1	0/0	0/1	0/1	0/0	0	0	0
東大阪市	64	12	2/7	2/5	0/0	0/1	0/1	0/0	2/6	2/4	0/0	4	4	0
豊中市	38	3	2/0	2/0	0/0	0/0	0/0	0/0	2/0	2/0	0/0	1	1	0
枚方市	40	12	6/7	6/7	0/0	1/0	1/0	0/0	5/7	5/7	0/0	0	0	0
28 兵庫県内	199	65	21/34	5/0	0/0	1/0	0/0	0/0	20/34	5/0	0/0	11	1	0
兵庫県※	53	17	0/15	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/15	0/0	0/0	2	0	0
神戸市	77	16	13/2	5/0	0/0	0/0	0/0	0/0	13/2	5/0	0/0	1	1	0
姫路市	15	29	4/17	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	4/17	0/0	0/0	8	0	0
尼崎市	22	0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0	0	0
西宮市	32	3	4/0	0/0	0/0	1/0	0/0	0/0	3/0	0/0	0/0	0	0	0
29 奈良県内	85	1	3/1	3/1	3/1	2/1	2/1	2/1	1/0	1/0	1/0	0	0	0
奈良県※	50	0	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/0	0/0	0/0	0	0	0
奈良市	35	1	3/0	3/0	3/0	2/0	2/0	2/0	1/0	1/0	1/0	0	0	0
30 和歌山県内	130	6	3/4	3/2	0/1	1/0	1/0	0/0	2/4	2/2	0/1	0	0	0
和歌山県※	45	2	0/2	0/1	0/1	0/0	0/0	0/0	0/2	0/1	0/1	0	0	0
和歌山市	85	4	3/2	3/1	0/0	1/0	1/0	0/0	2/2	2/1	0/0	0	0	0
31 鳥取県	60	0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0	0	0
32 島根県	74	3	3/0	3/0	0/0	0/0	0/0	0/0	3/0	3/0	0/0	0	0	0
33 岡山県内	196	5	4/2	4/2	0/0	1/0	1/0	0/0	3/2	3/2	0/0	0	0	0
岡山県※	62	2	2/1	2/1	0/0	1/0	1/0	0/0	1/1	1/1	0/0	0	0	0
岡山市	80	2	2/0	2/0	0/0	0/0	0/0	0/0	2/0	2/0	0/0	0	0	0
倉敷市	54	1	0/1	0/1	0/0	0/0	0/0	0/0	0/1	0/1	0/0	0	0	0
34 広島県内	134	8	3/5	3/5	1/0	3/0	3/0	1/0	0/5	0/5	0/0	3	2	0
広島県※	43	0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0	0	0
広島市	49	8	1/5	1/5	1/0	1/0	1/0	1/0	0/5	0/5	0/0	3	2	0
福山市	35	0	2/0	2/0	0/0	2/0	2/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0	0	0
呉市	7	0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0	0	0
35 山口県内	234	0	0/1	0/0	0/0	0/1	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0	0	0
山口県※	173	0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0	0	0
下関市	61	0	0/1	0/0	0/0	0/1	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0	0	0
36 徳島県	51	2	0/2	0/2	0/0	0/0	0/1	0/0	0/1	0/1	0/0	1	1	0
37 香川県内	110	0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0	0	0
香川県※	47	0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0	0	0
高松市	63	0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0	0	0
38 愛媛県内	140	0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0	0	0
愛媛県	88	0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0	0	0
松山市	52	0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0	0	0
39 高知県内	64	11	16/0	14/0	0/0	5/0	5/0	0/0	11/0	9/0	0/0	0	0	0
高知県※	32	0	2/0	2/0	0/0	2/0	2/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0	0	0
高知市	32	11	14/0	12/0	0/0	3/0	3/0	0/0	11/0	9/0	0/0	0	0	0
40 福岡県内	758	51	32/23	14/5	1/0	8/0	6/0	1/0	24/23	8/5	0/0	4	1	1
福岡県※	382	39	19/22	10/4	1/0	3/0	3/0	1/0	16/22	7/4	0/0	1	0	0
北九州市	146	4	5/0	0/0	0/0	2/0	0/0	0/0	3/0	0/0	0/0	1	1	1
福岡市	180	5	8/0	4/0	0/0	3/0	3/0	0/0	5/0	1/0	0/0	0	0	0
久留米市	50	3	0/1	0/1	0/0	0/0	0/0	0/0	0/1	0/1	0/0	2	0	0
41 佐賀県	178	4	1/2	1/2	0/0	0/0	0/0	0/0	1/2	1/2	0/0	1	1	0
42 長崎県内	165	9	10/6	7/6	1/0	3/6	3/6	1/0	7/0	4/0	0/0	2	1	0
長崎県※	79	9	9/0	6/0	0/0	2/0	2/0	0/0	7/0	4/0	0/0	2	1	0
長崎市	52	0	1/6	1/6	1/0	1/6	1/6	1/0	0/0	0/0	0/0	0	0	0
佐世保市	34	0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0	0	0
43 熊本県内	381	24	2/16	0/4	0/0	0/0	0/0	0/0	2/16	0/4	0/0	6	1	0
熊本県※	261	7	0/3	0/3	0/0	0/0	0/0	0/0	0/3	0/3	0/0	4	0	0
熊本市	120	17	2/13	0/1	0/0	0/0	0/0	0/0	2/13	0/1	0/0	2	1	0
44 大分県内	316	5	4/0	2/0	0/0	0/0	0/0	0/0	4/0	2/0	0/0	1	1	0
大分県※	184	5	4/0	2/0	0/0	0/0	0/0	0/0	4/0	2/0	0/0	1	1	0
大分市	132	0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0	0	0
45 宮崎県内	418	31	14/31	14/25	0/0	10/5	10/5	0/0	4/26	4/20	0/0	1	1	0
宮崎県※	245	9	6/5	6/5	0/0	2/1	2/1	0/0	4/4	4/4	0/0	1	1	0
宮崎市	173	22	8/26	8/20	0/0	8/4	8/4	0/0	0/22	0/16	0/0	0	0	0
46 鹿児島県内	300	13	5/5	5/5	0/2	0/2	0/2	0/2	5/3	5/3	0/0	5	4	0
鹿児島県※	177	7	5/0	5/0	0/0	0/0	0/0	0/0	5/0	5/0	0/0	2	2	0
鹿児島市	123	6	0/5	0/5	0/2	0/2	0/2	0/2	0/3	0/3	0/0	3	2	0
47 沖縄県内	374	31	23/15	23/15	2/1	13/8	13/8	0/0	10/7	10/7	2/1	14	14	0
沖縄県※	290	21	17/10	17/10	0/0	11/8	11/8	0/0	6/2	6/2	0/0	13	13	0
那覇市	84	10	6/5	6/5	2/1	2/0	2/0	0/0	4/5	4/5	2/1	1	1	0

前払金の保全措置の状況について

所管自治体 ※は、指定都市、中核市を除く市町村の合計	前払金の保全措置が義務付けられている有料老人ホームの数(平成18年4月1日以降に設置されたもの)										
	(うち)前払金を徴収している施設数									(うち)前払金の保全措置を講じていない施設数	
	(うち)前払金の保全措置を講じている施設数								指導件数		
	銀行等による連帯保証委託契約	信託会社等による信託契約	全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度	保険会社による保証保険契約	その他	53					23
合計	9,862	1,311	1,258	514	325	326	81	12	53	23	
1	北海道内	607	41	40	3	6	31	0	0	1	0
	北海道※	239	12	12	2	2	8	0	0	0	0
	札幌市	133	22	22	0	3	19	0	0	0	0
	函館市	50	2	2	0	0	2	0	0	0	0
	旭川市	185	5	4	1	1	2	0	0	1	0
2	青森県内	297	4	4	1	0	3	0	0	0	0
	青森県※	201	4	4	1	0	3	0	0	0	0
	青森市	96	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	岩手県内	140	3	2	2	0	0	0	0	1	1
	岩手県※	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	盛岡市	62	3	2	2	0	0	0	0	1	1
4	宮城県内	119	12	11	3	1	5	1	1	1	0
	宮城県※	69	2	2	0	0	1	1	0	0	0
	仙台市	50	10	9	3	1	4	0	1	1	0
5	秋田県内	80	2	2	0	1	1	0	0	0	0
	秋田県※	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	秋田市	19	2	2	0	1	1	0	0	0	0
6	山形県	144	1	1	1	0	0	0	0	0	0
7	福島県内	122	8	8	6	1	0	0	1	0	0
	福島県※	60	2	2	1	1	0	0	0	0	0
	郡山市	10	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	いわき市	52	5	5	4	0	0	0	1	0	0
8	茨城県	109	12	11	1	2	8	0	0	1	0
9	栃木県内	77	9	9	8	1	0	0	0	0	0
	栃木県※	67	6	6	5	1	0	0	0	0	0
	宇都宮市	10	3	3	3	0	0	0	0	0	0
10	群馬県内	316	4	4	0	1	3	0	0	0	0
	群馬県※	196	3	3	0	1	2	0	0	0	0
	前橋市	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高崎市	51	1	1	0	0	1	0	0	0	0
11	埼玉県内	393	101	99	30	47	21	0	1	2	0
	埼玉県※	291	65	65	20	30	15	0	0	0	0
	さいたま市	82	28	28	9	15	4	0	0	0	0
	川越市	8	2	2	0	1	1	0	0	0	0
	越谷市	12	6	4	1	1	1	0	1	2	0
12	千葉県内	312	116	103	38	17	25	22	1	13	13
	千葉県※	194	66	61	20	3	16	22	0	5	5
	千葉市	72	34	27	15	4	7	0	1	7	7
	船橋市	28	10	9	2	6	1	0	0	1	1
	柏市	18	6	6	1	4	1	0	0	0	0
13	東京都内	520	329	329	144	118	61	6	0	0	0
	東京都※	497	321	321	142	114	59	6	0	0	0
	八王子市	23	8	8	2	4	2	0	0	0	0
14	神奈川県内	557	242	236	70	42	81	43	0	6	0
	神奈川県※	210	92	92	21	0	29	42	0	0	0
	横浜市	155	76	76	14	29	32	1	0	0	0
	川崎市	105	52	46	27	7	12	0	0	6	0
	相模原市	51	10	10	4	3	3	0	0	0	0
	横須賀市	36	12	12	4	3	5	0	0	0	0
15	新潟県内	108	13	13	9	0	4	0	0	0	0
	新潟県※	55	8	8	5	0	3	0	0	0	0
	新潟市	53	5	5	4	0	1	0	0	0	0
16	富山県内	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	富山県※	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	富山市	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	石川県内	95	4	4	2	1	1	0	0	0	0
	石川県※	41	2	2	1	1	0	0	0	0	0
	金沢市	54	2	2	1	0	1	0	0	0	0
18	福井県	18	3	3	3	0	0	0	0	0	0
19	山梨県	19	7	7	2	5	0	0	0	0	0
20	長野県内	218	23	17	7	6	3	0	1	6	6
	長野県※	175	17	11	2	5	3	0	1	6	6
	長野市	43	6	6	5	1	0	0	0	0	0
21	岐阜県内	126	8	8	5	1	2	0	0	0	0
	岐阜県※	88	8	8	5	1	2	0	0	0	0
	岐阜市	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	静岡県内	189	32	30	4	12	14	0	0	2	0
	静岡県※	126	17	15	2	6	7	0	0	2	0
	静岡市	36	7	7	1	2	4	0	0	0	0
	浜松市	27	8	8	1	4	3	0	0	0	0
23	愛知県内	578	34	32	14	15	3	0	0	2	0
	愛知県※	260	12	10	5	4	1	0	0	2	0
	名古屋市	276	18	18	6	10	2	0	0	0	0
	豊橋市	13	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	岡崎市	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	豊田市	15	3	3	2	1	0	0	0	0	0

届出を行っていない有料老人ホーム

- 「届出」を行っていない事業者は、老人福祉法第29条第1項の規定に違反している。
- 「届出」がなければ、その有料老人ホームは行政との連携体制が不十分となる恐れがあるため、都道府県等においては、未届施設に対する実態把握や指導監督を強化するなどの対応が必要。



(※)従来の調査方法を改善して、H28年1月31日時点で新たに把握した未届の有料老人ホームの数。平成28年度調査は、改善した調査方法で調査を実施している。

<従来の調査方法からの改善点>

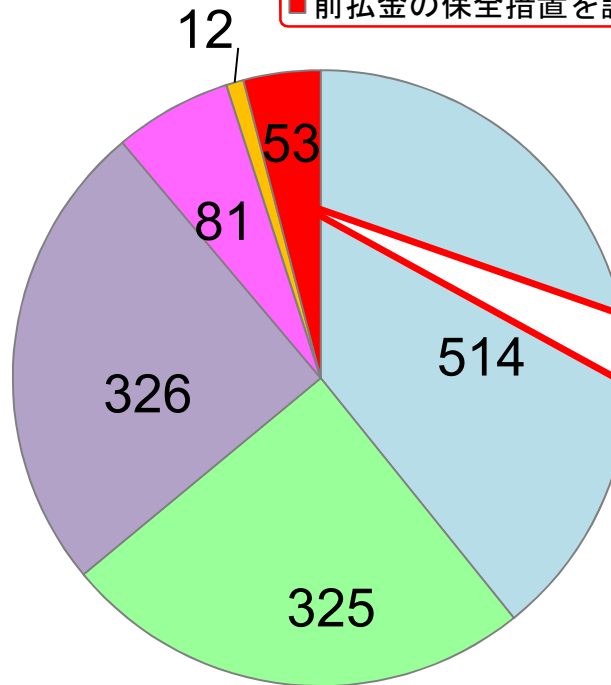
- ・届出先の都道府県等だけでなく、市区町村の地域包括支援センター等も調査対象に追加
- ・未届施設には、現在施設に対して実態調査を行っている又は今後実態調査を行うために、報告時点では有料老人ホームに該当するか判断できる段階に至っていない施設も含む

前払金の保全措置を講じていない有料老人ホーム

- 前払金の保全措置を講じていない事業者は、老人福祉法第29条第7項の規定に違反している。
- 保全措置がない場合、事業者が有料老人ホーム事業を継続できなくなったときに、入居者が最初に支払った前払金の残余分を返済することができなくなる恐れがあるため、入居者保護の観点から、厳しい指導が必要。

- 銀行等による連帯保証委託契約
- 信託会社等による信託契約
- 全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度
- 保険会社による保証保険契約
- その他
- 前払金の保全措置を講じていない施設数

	違反施設の割合
H23年度	19.8%
H24年度	17.2%
H25年度	11.7%
H26年度	9.3%
H27年度	6.0%
H28年度	4.0%



検査や改善命令など、改善に向けて重点的に指導を行うとともに、悪質な場合には罰則適用を視野に入れ、厳正な対応をとるように、都道府県等に要請

平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホーム数：9,862件

⇒ (うち)前払金を受領している施設数:1,311件

⇒ (うち)前払金の保全措置を講じていない施設数：53件